

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 節電行動計画

(電力不足に負けない節電対策)

平成23年7月

1 目的

東日本大震災による今年の夏の電力不足を踏まえ、国により発動された、電気事業法第27条による電力使用制限を遵守しなければならなくなりました。

このため、電力使用制限の対象となる当組合廃棄物処理施設の運営について、市民生活に影響を及ぼさないために電力不足に負けない方策を講じていきます。

また、当組合として、電力不足の状況における電力負荷の軽減に寄与するため、電力使用制限対象外施設においても自主的な節電対策を進めていきます。

2 背景・現状

- * 3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力(株)の発電の供給力が大幅に減少したことに伴い、夏季における電力不足が予想されています。
- * 国は、電気事業法第27条により、電力使用制限対象施設において、昨年の7月1日から9月22日までの使用最大電力等の値(1時間単位)の15%削減した値を使用電力の上限とすることとしました。
- * 電力使用制限の対象となるのは、東京電力(株)と直接、契約電力500kW以上の需給契約を締結している大口需要施設です。
- * 当組合では、「アクアセンターあじさい」と「クリーンセンターしらさぎ」が対象施設となります。

3 削減目標値

電力使用制限期間・時間帯における1時間当たりの使用最大電力を、昨年夏の使用最大電力等を基準値として15%削減します。
(昨年夏の使用最大電力等の85%以内を上限)

* 使用できる電力の上限値

| | | |
|---------------|--------------|----------|
| ○アクアセンターあじさい | 437KW (基準値 | 514KW) |
| ○クリーンセンターしらさぎ | 1,105KW (基準値 | 1,300KW) |

* 電気使用制限を行う期間・時間帯

平成23年7月1日から9月22日までの午前9時から午後8時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

* 罰金

故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象。

4 アクアセンターあじさい 課題と対策

課題

- * 電力使用制限時間帯において個々に機器類を停止させての運転を行った場合、安定的処理を行うことは困難となります。

対策

- * 焼却設備及びそれに関連する脱水設備において、昼間から夜間(午後8時から午前4時45分までを予定)に運転時間を変更します。

5 クリーンセンターしらさぎ 課題と対策

課題

- * 電力使用制限時間帯において2炉運転は困難となります。

このため、ごみピット残量が増加し、安定した運転管理に支障をきたす恐れがあります。

対策

- * 電力使用制限時間帯は1炉運転とし、電力使用制限のかからない金曜日夜から月曜日朝まで、2炉運転とします。

6 電力制限以外の施設①

節電するための取り組み(全般)

電力使用制限の対象外施設についても、電力使用量を平成22年度最大使用電力量比15%削減を目標として節電対策に取り組めます。

- * 冷房の温度は28℃に設定
- * カーテン、ブラインドの使用による冷房負荷の軽減
- * 晴天時の照明の消灯と使用時の照明の半減、LED電球の活用、自動販売機の消灯
- * 未使用時の電源OFFの徹底とパソコン照明の明るさ調節
- * 退庁時にコンセントを抜く
- * 定時退庁の推進
- * よしずや緑のカーテンの設置
- * クールビズの延長(5月から10月まで)

7 電力制限以外の施設②

節電するための取り組み(個別)

◆リサイクルセンター(処理の支障とまらない範囲で)

- * スポットクーラー3台の風力を、極力、「弱」設定
- * 休憩中は資源手選別室の空調を停止
- * 2基あるバグフィルター(資源系統、プラスチック系統)のうち、プラスチック系統の1基を停止

◆さわやかプラザ軽井沢(サービスの低下にならない範囲で)

- * プールエアハンドリングユニット2台の停止
- * プールアトラクションポンプ停止
- * ロスナイ換気の停止(閉館後22時から翌8時まで)
- * プールサイド採暖室ヒーターとトイレパネルヒーターの停止

※組合管理事務所・藤ヶ谷ふれあいセンターは「節電するための取り組み(全般)」に含む。